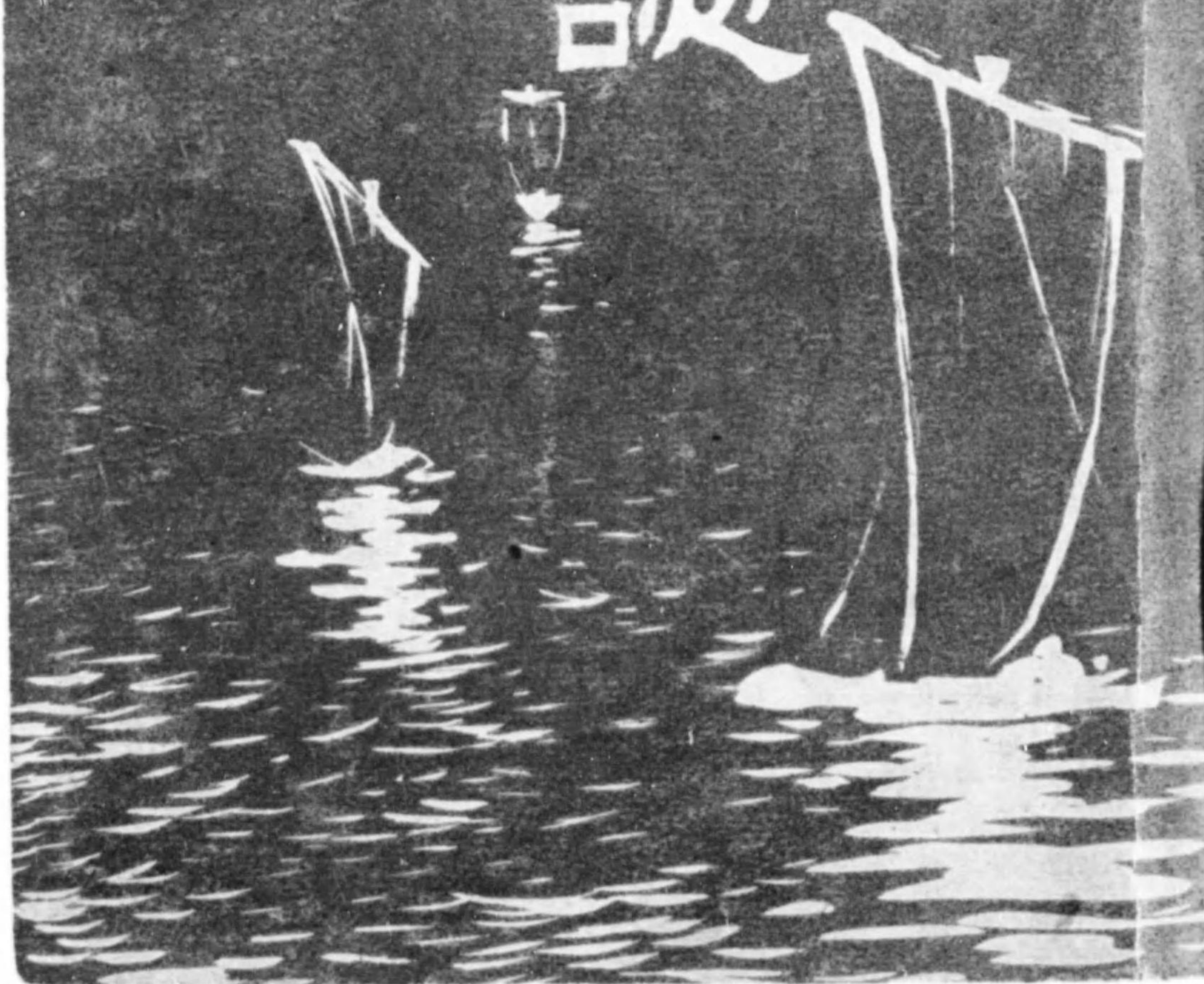


291.64

Ta378t

高砂談





336981

印

發揮

形勢

三五

印

印

相生の松、其名世間に籍甚す、而も高砂の傳ふべきもの豈に松のみに止らんや。

神后三韓遠征の歸途舟を繋ぎて凱旋を高砂神社に告げ給ひたる事蹟は年月遼渺、未だ考証すべからずと雖も、而も神後の吉縁を追ひたる豊太閤が征韓の首途、亦た高砂神社に詣りて戦勝を禱り、且つ舟人一百余名を此處に募りて漕運の用に供したるは、史料の最も明晰なるものとす。

高砂御贄の名、一千余年前より確として傳はり、魚味を朝廷及び大廟に供へたること國史の認むる所たり。

戦國の末、高砂城主梶原平三が海上漕運の事蹟亦た人々の知る所。若し夫れ天竺徳兵衛、船頭松右衛門の事蹟に至りては實に本邦の海史に異彩を放つもの一百二十年前松右衛門が廣幅の帆布を創製して

本邦船舶の帆を根本的に改良し、海内の船舶をして悉く其制に據らしめたること、將た又た千島エトナラの築港を大成したるが如き、其功績や獨り高砂の誇のみとなすべからず、高砂町長伊藤英一君の「高砂誌」を發行せらるるは必ずや此間の消息に深く感ずる所ありて然るものならんか、更に又た天竺徳兵衛が殆んど三百年前の昔メナム河口まで再度渡航したる事蹟の如きは、是れ亦た固より高砂のみの誇となすべからず、然れども今や高砂何の似たる所ぞ、當年の光輝ある歴史何にある、當年の船頭松右衛門何にか探るべき、當年の天竺徳兵衛何にか其面目を需むべけん、予も亦た高砂に遊びて此間の消息に深く感ずる所あり二言を徴せらるるに會ひ、所感を書記して序文に代ふ。

第二回兵庫縣水産共進會開會の時

明治四十四年十月九日

高砂町に於て

志賀重昂



高砂町長ノ肖像

高砂誌目次

第一章 地誌

第一節 地名起原

二

第二節 名蹟

四

第一節 隱妻

七

第二節 高砂御厨

八

第三節 高倉院行幸

九

第四節 領主

〇

第五節 高砂城

一三

第六節 天正の變

一五

第七節 維新後

一五

第一節 申義堂

一六

第二節 高砂郷費

一七

第三節 高砂小學校

一八

第二章 政治

第三章 教育

頁數

第四章 社 寺

第一節 高砂神社 一九

第二節 十輪寺 二〇

第一節 天竺徳兵衛 二一

第二節 僧 月 西 二八

第三節 初代 工樂松右衛門 二九

第四節 二代 工樂松右衛門 三四

第五節 三代 工樂松重郎 三六

第六節 菅野白華 三七

第七節 菅野松塙 四一

第八節 高砂の三碩 四二

第一節 高砂染 四三

第二節 高砂水主 四四

第五章 人 物

第六章 雜 業

高砂誌

高砂協賛會編

第一章 地 誌

わが高砂町は兵庫縣加古郡の西南部加古川の流末なるデルタの上に位置し、兵庫縣廳を距る十里、加古郡役所を距る三十丁に在り、東は加古川を隔て、尾上村に對し北は鳩里村に西北及び西部は荒井村に隣接す、廣表東西約三十丁南北半里、現住人口九千六百四十五、戸數千八百四十五を有する播陽の要津なり。

此地由來坦々たる平野の一部に位し三面は加古川及其支流なる洗川に圍繞さる、地域狹隘なりと雖も概ね平衍なれば運輸交通の利に富み又地勢稍南方に傾斜せるを以て排水さまで困難ならず、加古川は町の東北方を流れて海に注ぎ其支流は北方に分岐して製紙所前より町の東部を中斷し材木町、今津町の間に灣入せる堀川と合して湛保に注ぐ、海岸なる相生新田は近者海水浴場として經營せられ、港の東方なる小島は高砂公園にして播磨の風光を

賞玩するに適好の地、又向島は牛馬の牧養に資せらる。

第一節 地名起原

高砂は往昔者印南川(今の加古川)の流末に位せる一堆洲なりしを以て印南都麻加古島等の名あり。

印南都麻 又南毗都麻伊奈美燭南毗都島とも書く万葉古歌に稻日都麻浦箕乎過とあるも其名の起る所以は古義名所考にも都麻と云へる意はいかならむまた思ひ得ず若くは端にて

もあらむかと、疑へる如くその位置より出でたりと思はる、即ち印南郡若くは印南川の南端に位せる一小島と謂ふ義か、風土記にも印南郡海中有小島曰南毗都麻とあり、而して邊海に之を除きて他に島嶼ありしとも覺ゆす、正に之れ高砂の前名なるべし。

加古島 加古の名は應神紀の時人號其着岸之處曰鹿子水門に基く、此島高砂を除きて外にわらず、されば加古島は即ち後の名にしてそは應神天皇行幸以後のことにてあるべきか。

此島松樹繁く生茂りて鶴千鳥など棲み風光絶勝の地たりしこと古歌に見ゆ

万葉集 いなみ野も行過かてに思ふれば

こゝろ戀しき加古の島見ゆ 人 磨

拾遺雜上 加古の島松原こしに鳴くたつの

あななかくし聞人なしに 讀人不知

續古今雜上 かこの島松原こしに見渡せば

あり明月に田鶴を啼なる 後鳥羽院

玉葉雜二 あさりする田鶴をなくなる加古島の

松原遠く潮やみつらん 從二位行能

高砂 八雲御抄には高瀉と録す後撰集に云

播磨國高瀉といふ所におもしろき家もたて侍りけるを京にて母が思にてひさしうまからで彼高瀉に侍る人に云ひ遣しける

物思ひ行ても見ねは高瀉のあまの苫屋は朽やしぬらん

高砂雜詠に高瀉といへるは天王宮前の沙汀をいふとあり高瀉と云ひ高砂と云ふも其義一にして播磨万寶智惠袋にも「いさど高く積れるところなれば」とあるが如く、地の形状によ

り名つけたるものなり。

催馬樂既に高砂を唱へ扶桑略記又其古き所以を示す高砂泊、高砂遊女のこととも古書に之を散見す、高砂邊海に大島歌島の二島嶼ありしと云ふ。

古歌

堀川百首

夜もすから大島あらしおろすなり高砂舟は今そ出つへぎ

隆源

歌島の岸には波の音絶へて舟にはのりの聲を聞ゆる

俊成

第二節 名 蹟

相生松

高砂は古來松の名所として世に知られ就中相生松は稀に見る名松なりしを以て汎く詩人歌客の吟料に資せられて著名なり、古今集の序に「高砂住江の松も相おひのやうにおはぬ」とあるは即ち此松なり、唯見る一樹双幹連理の枝を交へて千歳の霜に驕る、されば後世之を傳へて相老松或は相生松となす、謡曲「高砂」に「誰をかも知る人にせむ高砂の松も云々」と云へるは即ち此初代の松を指稱せしものにして古歌に散見する高砂相生松も多くこれなり、此松天祿年中に枯れ今は化石となりて漸く其名殘を留む、二代相生松は天祿年中代を繼て生せしが天正の戦亂に毛利輝元の家臣兒玉内藏丞之を伐採して簞に用ひたり、現今存するところの靈松は三代目にして枝葉蒼鬱根幹蜿蜒として其狀龍蛇の蟠まれるが如く參差枝を交へて周圍六十有餘間に擴がれり、此靈松の精凝つて尉姥二神を現じたりてふ神話は古今賞揚して措かさるところ既に謡曲「高砂」によつて汎く人の知る所なり有方録に云

高砂祠華潔不賤、又尉婆祠、松樹寓生、根抵糾緒爲一、俗稱相老松、其精化爲人、在松下掃除、尉婆是己、世傳壽人長年。

然れども舊記には尉姥即ち諾冊二神の感寓に因りて相生松は發生せりと云ふ、蓋し諾冊二神は神代に磯取廬嶋に天降り座して伉儷の道を始め給ひし大神にして我國婚禮の儀式に用ゐる嶋臺てふ名は磯取廬嶋に起り尉姥の御像及相生松を飾るは當社を元とす、相生の如く相共に漁はらぬ操を夫婦妹脊の例とするも亦宜ならずや。

古歌

保建名所三百首抄

六 波間より夕日かゝれる高砂の松のうは葉はかすまさりけり 順徳院
それなから春は雲井に高砂の霞のうへの松のひとしは 定家

新續古今集

高砂の松をいく世になりぬとは住てふ鶴やなれてしるらん 深守法親王

續拾遺集

冬たては雪の底なる高砂の松を友とていとふりぬる 爲家

新古今集

高砂の松もむかしに成ぬへし猶行末は秋のよの月 寂蓮

嘉元御百首

一しはの見どりをそへて高砂の松は老木も春をしりけり 頼覺

歌林良材集

代々をへてことのはかせのかはれども昔のこゑや高砂の松 布淑

新葉集

鳴神の音は雲井に高砂の松風なからすくる夕立 後村上天皇

鈴屋集

いはゆる高砂の翁媪のかたかきたるに

妹も我もなれてよはひは高砂の松に千年を猶を契らん

高砂謡曲

高砂の松の春風ふき暮れて尾上の鐘も響くなり 高砂の松とは何れの木を申し候ぞ 唯今木陰を清め候こそ高砂の松にて候へ

第二章 政治

第一節 隱愛妻

大倭朝廷の礎やうくに固まりて、鳥根を環ぐる時津風の、それも泰平の曲どを覺ゆる、景行帝の二年、海内安きに慣れて庶政漸くその緒に就くの日、鸞輿窈かに都を出で、遙々と雨露の憂契り厭なく、播磨路さしてぞ下り給ひぬ。

これより先、印南郡含藝里に稻日太郎媛在はしませり、媛は若建吉備津彦の御女にして、葎の宿にそだつ玉葉の、露に優しき御姿、鄙に泥まぬ才藻の、いとど氣高く在はしければ令聞風に傳はり、九重の奥にも君此度行幸は媛立后のためとを沙汰せられぬ、既にして鸞輿赤石の厨御井に到るや、媛之を傳聞きて、鄙賤の身爰を聖明の君に見ゆむやと驚畏れて遽かに印南川の舟楫に託して南毗都麻に隱遁し給へり、斯くとは思し給はず、天皇息長命を媒として賀古松原に行幸し覓訪給ふに媛在さず、時偶々一白犬あり海の彼方なる小島を望みて長く吠ゆ、天皇怪みて之を問給ふに須受武良首答へてこれ媛の愛犬也と申ければ觀感斜ならず、爾よく告つるかなと乃ち之を稱して告首と號け、阿閉津より船出して南毗都麻に着き媛と邂逅して長への御契り結給ひ此島を隱愛妻とぞ號けられける。
在しますこと少時、聽て御舟を給合して印南川を廻り六繼里に赴かせ給ひぬ。

第二節 高砂御厨

高砂は往昔伊勢神宮に隸屬して御神厨の用として御贄を獻進したり、播磨御贄と稱するも

の即是にして其進むるところは延喜式に鰯年魚二擔四壺と定めらる、此年魚は加古川産のものにして景行天皇皇后稻日大郎媛の崩御を悼ませられ以來加古川鮎を食し給はざりしこと風土記に見へたれば此頃既に獻進し居たりしものと覺ゆ、延久二年に至りて此事停廢せらる後世高砂を御厨庄と稱する所以は之に因る也。

第三節 高倉院行幸

萬安四年三月 高倉院の帝は嚴島行幸の御途すから御船を此處高砂の浦に寄給ひ、四方の船共、皆碇を卸して息へるに、御座船ばかりは船脚深くして容易に入港する能はず、されば港口に於て、端舟三艘を編合し、之に御輿をかき据へ上郎達ばかり御船に侍して、水門に漕入れ、暫し此浦の風光を賞美し給ひぬ、既にして潮滿ければ早々船出あるべしとて數多の水夫おのく船装ひに取かゝり、沖の船より三たび打つ鼓の音につれて、合はす笙鼓羯鼓や笛の音、欸乃の節もおもしろく、勇み賑ひて港を出で沖路遙にそ乗出給ひけり。

第四節 領主

古代の事は措きて暫く之を謂はず、天永二年源秀房加古庄に居城して以來其裔孫赤松氏一族相繼ひて國司を領し之を治め筑前守貞則に至つて其支族小寺氏をして治めしむ乃ち小寺相模守頼秀より四代相傳して目代たり、嘉吉元年赤松滿祐誅に伏するや山名持豊之に代り幕臣杉岡藏人をして高砂に居城治配せしむ、應仁元年持豊赤松政則細川勝元に黨し戦功を以て播備作三州を領し舊例に因り小寺伊勢守豊職をして代り治めしむ、當時高砂城は美藤氏之を領す、小寺氏三代を経て美濃守職隆に至る、時に赤松氏播磨に五十余の城郭を構へ之に族黨を派して分轄せしむ、梶原景行高砂に城主たり、天正八年三木城陥るや羽柴秀吉の所領となり舍弟美濃守秀長姫路城に入りて之を治む、爾來姫路城の配下に屬す、秀長在職四年にして之を木下肥後守家定に譲り、家定在職九年にして文祿二年又之を舍弟右衛門佐勝忠に譲る、此年秀吉高砂水主百人を徴して征韓の軍に従はしめ後年其功を追賞して高砂を永世免除地となす。

慶長五年十二月池田輝政之を領するや、深く心を高砂の發展に用ひて殖産興業を圖り即ち

里正中須又左衛門、加藤隼人を召して専ら開發の事に當らしめ御用人赤穂屋徳兵衛をして墾業を始めしむ、而して其當時新に興りたる町は今津町にして今その定目を左に

定

加古郡今津町

一、諸役免除之事

一、口爲町人百姓其在所之役儀無之者今津に罷出可在住事

一、砂濱を開作相應に年貢可納取事

右條々不可有相違者也仍如件

慶長六年三月十一日

照政華押

輝政更に高濱より城塞を高砂神社の社地に移し家臣中村主殿助を目代たらしむ、輝政の長子武藏守利隆之を繼ぎ日高豊後守を封してこゝに守護職たらしむ。

元和三年本多美濃守忠政姫路城主となるや高砂城を破却し新に屋敷判定目を設け物貨集散の要津たらしむ。

高砂屋敷割定目の事

一、先高砂之者出し可申候若おなしやしきを望者於有之はくじ取に可仕候但し他所之者には高砂之者之澤にて屋敷可遣事

一、屋敷遣し候共家を不作者これあらは屋敷取もどし別人へ遣し候事

一、屋敷之儀は高砂年寄共其外誰にてもゑこ致し候者これあらは目安を上げ可申候

九月九日

忠政華押

忠政職を其子甲斐守政朝に譲る、寛永十六年六月松平出雲守姫路領主となり後年長子忠弘之を襲ふ、慶安元年六月松平大和守直基、忠弘に代る、全二年八月榊原式部大輔忠次之を領して高砂に大庄屋を置く、忠次の次子榊原刑部大輔政房繼承して爾來松下直矩、本多政武、榊原政邦、今政峯を経て松平大和守義知に至る、義知姫路に藩主たりと雖も侍臣奸輩の爲に圖られて苛政庶民を苦しむ、於是乎高砂の町人百姓等義憤の余り一揆の群に投して之を導き來り高砂町家を侵すこと甚しく當時一揆徒黨の運捨てたる町家の寶物什器積で堀川を堆めたりと傳ふ、寛延二年三月義知失敗の廉を以て上州前橋に封せられ前橋城主酒井

雅樂頭忠恭之に代て入府す、以來雅樂頭忠以、備前守忠道、雅樂頭忠實、全忠學、全忠實、全忠顯、全忠績、全忠悼、相續きて之を領し忠邦に至る、此間百二十二年町家みな其美政を喜びぬ。

藩政時代高砂に百間庫を建設せられ姫路藩下の年貢米を貯藏し又此港より津出を行ひたりされば海陸交通の業期せずして榮へ、南堀川、北堀川は最も繁盛の巷となれり、鍛留御番所、全役人衆詰所等處々に設けられ、町人は多く諸大名城米の藏元を常渡世としたり、後年又御藏を南北二ヶ所に建て、之に付隨せる長屋、常番所、川口番所等も設けられ、鍛冶屋町には罪人留置のため郷藏を設けられたり、捕座役所を又平岸堤に置かれたりし事あり此頃高砂は今の尾上、別府村の一部分及荒井村と合して高砂組或は新野邊組と稱し大庄屋差配にてありき。

第五節 高砂城

嘉吉元年山名持豊輪旨を奉して赤松滿祐を白旗城に討つや幕臣杉岡祐列麾下に將として各

地に轉戦して武功あり持豊滿祐を誅して播磨を收むるに及び祐列を高砂に封す祐列乃ち此地に來り地を小松原村及印南郡船頭村の間に選ひて城寨を設け權勢を近郷に布くこれ高砂城の初めにして之を御所殿と稱す、祐列は後去つて荒井の豪族となり畢りぬ、天正の初年三木城主別所長治の幕臣梶原平三兵衛景行入城して高砂邊海を鎮む、六年長治秀吉と確執に及ぶや、景行長治の旨を含みて城を高砂の北高濱に移し、別府に支城を設けて長治の三木城に通す、八年三木落城と共に景行斃れて爾來城櫓風雨に委すること久し世に所謂梶原屋敷は即ち是にして西の丸出丸等を有したりき、慶長五年池田輝政播磨淡の三國を領するに及び城寨を高砂神社の社地に移し家臣中村主殿介に食邑四千五百石、士卒百騎を附して目代となし居城せしむ、輝政の嫡男輝貞に至り日高豊後守を封して此地の守護となし餘一万三千石士卒五十騎を之に附す羅廓の巖石壁の堅近郷稀に見るの結構にして其本丸東西五十一間南北七十間城門實に十一を算し其周邊四丁四方を御家中屋敷となしたり元和年中姫路城主本多忠政之を毀却し明石に遷し其趾を絶つ。

第六節 天正の變

天正六年の春更けて、山陽の空は陣雲暗澹となりぬ、こゝに高砂城主梶原景行は三木城に通じ浦手の警固怠りなし、中國の將毛利輝元は別所長治に荷擔し族黨吉川元春、小早川隆景に二万余騎を付して、高砂に遣し夜百余艘の兵糧を三木城に送らしむ、邊海爲に人馬糧餉充滿し立昇る陣營の篝火暗を縫ひ歩卒の燎影、げに不夜城を演しぬ、秀吉之を窺知し俄に其通路に關を据へて嚴しく防止す、毛利勢力戦すと雖ども及はず秀吉新に三万騎を以て三木城を圍み些の透間もあらせず於是乎毛利の勢徒に屯して時機を窺ふ、八年春三木落城と共に總勢販還し城頭幾百の生靈あはれ無告の鬼となり畢りぬ。

第七節 維新後

明治元年王政維新に際し領主酒井忠邦は姫路藩知事に任せられ、高砂は依然その配下に屬したり、全四年廢藩置縣を行はれ姫路縣の管轄となり、全五年六月姫路縣廢せらるるに及び備磨縣の管轄となり、播磨國第六大區第一小區として集會所を設け正副戸長を置きて町政

を行はしむ、全六年一月寺家町分署より遷卒三名の分遣を受け區長指揮の下に保安警察の事務及巡邏をなさしむ、全八年七月行政區改革の結果附近の小松原村外十一ヶ村と共に第一小區となる、全十三年七月町村組合制を實施するや高砂町は獨立して戸長役場を置き戸長を公選す、十四年三月寺家町警察署高砂分署を北本町に設置し巡査八名を配屬せらる、全十八年高砂分署を高砂警察署となし警部及警部補各一名巡査十二名を配屬せらる、全年五月高砂警察署廳舎工事落成す、全二十二年町村制の實施と共に四月加古郡役所の管轄に屬して町制を布き、町役場を設け町長助役收入役を置き以て現今に至れり。

第三章 教育

往古民間教育の振興せざりしこと何れの地も皆然り、而して我高砂は文化年中北本町に設けられたる申義堂を以てその濫觴となす。

第一節 申義堂

文化年中藩主酒井雅樂頭忠美老臣河合寸翁の議を容れて高砂北本町に申義堂なる學舎を設

け民間教育の機關となす、今其施設の梗概を述んに此學舎の經費は過半藩費を以て支辨し五節句及毎月五日の日を休業日となし、其他は毎日早朝より正午迄市中の兒童を集め之に四書、五經、小學、近思錄、左傳、其他歴史等を授け、學業の比較的進歩せるものには會讀輪講をなさしめ、優等生をして授業の補助をなさしむ、毎秋一回町奉行之を巡視して兒童の勤惰を調査し大に之を督勵したり、此申義堂の學説は朱子學にして釋典の禮に倣ひ孔子及朱子を祭れり、當時教授は菅野松鳩、三浦松石、小林梧陽、美濃部秀芳等にして何れも二字帶刀を許され食祿二十五俵を給せられたり、此學舎の建造物は總て岸本某の寄附なりしと云ふ。

第二節 高砂郷費

明治四年七月姫路藩廢せらるゝや其藩校たる申義堂を廢し新に高砂郷費を設立す、一般兒童八歳を學齡となし、大統歌、五倫名義、皇國地理、世界國盡、祝詞、古史成文、大學、中庸、知環啓蒙等の素讀を課し講習生三等の課業に達したるものを試験の上藩費に入學せ

しめたり、講習生課書は皇朝史略、十八史略、地球説略、(以上二、三等生)古事記、文章軌範、格物入門、(以上一等生)なり此郷費も亦明治五年學制の頒布により廢せらる。

第三節 高砂小學校

明治五年學制の頒布と共に在來の高砂郷費を廢し全六年三月を以て仁義禮智忠信孝悌の八小學校を設置す、全九年之を合併して借老小學校と名つけ校舎を東宮町に設く、全年五月高砂小學校と改稱し支校を材木町に設け國民教育の普及を企圖す、全十五年校舎狹隘を告ぐるに至りしを以て全十六年校舎を新築し翌十七年荒井、小松原両村と合併して高等小學校を加設す、全二十年四月荒井、小松原両村と分離して獨立學區となり高等尋常簡易の三學科を置く、後高等小學は之を全郡町村の學校組合に合併し簡易小學は之を細工町に分設す、全二十五年十月小學校令に基き尋常小學校八學級を編制す、爾來子女の教養年を逐ふて榮へ更に全三十四年三月校舎を大工町に移し、全三十六年高等小學校を加設し以て今日に至れり。

第四章 社 寺

第一節 高砂神社

征韓凱旋の御途すから神功皇后は畏多くも御坐船を此處に寄せて高砂の風光を賞し國家鎮護のため社を建て瀬立大稻起命をして大己貴命を奉祀せしめ給ひぬ、その後圓融天皇の天祿元年國內大に疫し累年息まず刺史之を思ひ社司阿閉正教をして祈禱せしむ、正教狀を具して之を奏上す、十三年六月素盞鳴尊、奇稻田姫を配祀せしめ給ふ、於是乎疫癘息み諸民子來報賽の典を修す、正安元年八月源滿仲藤原善時に命して新に社殿を造營せしめ正暦元年九月 勅を以て祭田を賜ふ、治承二年六月又社殿を改修せらる、赤松圓心播磨を領するに及び神田を寄進し且つ社殿を修理す、文錄元年豊臣秀吉征韓の際舟を高砂浦に寄せ親ら參拜して戰勝祈願のことあり、慶長五年池田輝政封を播磨に受るや高濱の城寨を社地に移し神祠をその西北松林中に徙し神田を寄進す、其子輝貞邑の豪族を擢んで吏人となし祭事を監せしむ、元和五年京都所司代板倉勝重台命により社領拾石を當社に附す、後姫路城主本多忠政宮祠の頽廢を慨し城寨を破却して社殿を舊跡に遷し寛永二年九月を以て遷坐式を

行ふ、忠政族従を率いて詣拜し神馬を獻し猿樂を演ず、社領加増三十石公卿武將の寄進せる什寶和歌多し、方今縣社に列し奉幣使の參向を受く、祭神、素盞鳴尊、奇稻田姫、大己貴命の御三柱にして別に尉姥の社あり、明治四十二年四月長多くも、東宮殿下の御參拜を辱ふす。

第二節 十輪寺

嵯峨天皇の弘仁六年僧空海の奏聞に依り、勅宣して此地に大伽藍並に入箇の支院を建て眞言秘密の道場を開き國家鎮護の勅願所と定めらる、建永二年三月僧圓光讚岐に謫遷の時船を高砂に寄せしに此浦の漁師治部大夫深く其高法に歸依し續いて衆俗の隨願近郷に及ぶ、大師乃ち其請を容れて此道場に入り専修念佛の化導に従ふ時機恰もかなへるか道俗の歸依湧仰忽ち淨土に轉宗するに至りぬ、西山光明寺東山禪樂寺に屬して西山一派の准檀林小本寺に列し大師二十五ヶ所願拜第三番の靈場となりぬ、大師去つて讚岐に遷りたるも後年再度の入山と共に念佛の修行益々榮ゆ、大永七年泉州堺の十万人圓光の配所なる讚岐祥福

寺に秘藏せる自書贊寶瓶山と改め西山派法脈の正檀林に昇格す、中古祝融の災に罹りしと雖も現今尙知恩院宮法親王の御染筆、置文の影、天竺德兵衛寄進の多羅葉經文等國寶又は美術參考品たるもの多し、寔に稀なる古刹として遠近の崇仰深く法燈連綿として今日に至れり。

第五章 人物

第一節 天竺德兵衛

天竺德兵衛は慶長十七年高砂船頭町に生る、彼の父赤穂屋德兵衛は赤穂の人、搦業に精通せるの故を以て領主池田輝政の知遇を受け高砂に來りて搦問屋を營む、當時荒井、高砂、小松原の一帶は殆んど搦田にして販路を京坂の地に有し荒井搦の名は赤穂屋の經營によつて大に聲價を高めたるにて在りき、德兵衛幼にして豪壯、而かも強記、よく群童を凌げり、彼父に従ふて京坂に往來する内、大坂搦屋道憲の許に出入せる京都角倉與市持船船頭前橋清兵衛に知られ遂に其書役となりぬ、時に歳十五、彼の乗込みたるは長四十七間横巾九間

の帆船にして老練なる水夫八十人を撰び、之に大工三人、楢物師一人、紺屋一人、織物師一人を加へ塗物類、銅道具八十、刀脇差の類等を積み寛永三年十月長崎福田を出帆して航程六ヶ月遂に天竺摩迦陀國に航し滞留一年、寛永五年八月長崎に販航し、羅紗、伽羅、素枋、藥種等を輸入したりき、更に一年の後水主三百余人を率ひ阿蘭陀船に乗込みて、再び天竺に渡航して茲に海外貿易の端緒を開き、販朝の後は大坂上蘆町に居を卜し後年剃髮して法名を宗心と号し餘生を送りぬ、今左に彼が販朝后長崎奉行に呈したる追懷書の一節を掲ぐ。

一、天竺へ渡候は寛永三丙寅年十月十六日長崎福田出船仕、翌卯年三月三日に中天竺マカダ國流沙川ヘンテヒヤ迄参り申候、一年逗留仕候て三年目辰四月三日に流沙川を出船いたし、其の年の八月十一日長崎福田へ販着仕候。

一、角倉與市殿商船長さ二十間横幅九間の船にて人数三百九十七人乗船仕立渡海仕候與市殿船頭前橋清兵衛大坂蘆屋道薫に出入、大坂町年寄淀屋幸庵、大塚屋心齋なり、私儀は清兵衛の書役に雇はれ参り申候、水主八十人案内巧者なるを吟味いたし参り

336981

申候。

一、其後参り候は阿蘭陀のヤヨウスと申人の船を借り乗渡り申候、ヤヨウスは長崎にも屋敷有之、人数は三百三十餘人乗組渡り申候、私十九歳にて渡り二十一歳にて歸り申候、十九の十一月十四日に福田を出船申明る三月十八日に中天竺マカダ國着申候其明る年八月十四日長崎へ歸着仕候。

一、長崎より女島男島迄九十六里有之女島男島よりマカサグンへ六百五十里有之、マカサグンと申は一國の長さ七百五十里此國の都より十三里程沖にウクラダゲンと申島二つあり是迄は日本を南へ走り申候、マカサグンより六百五十里西へ走り候へはカントウの口天川と申所を見渡し申候、此天川の底の深さ九百八十尋有之由此所の海すぐれて深く旋も中々卸されず候よし、星出申候、此所までは日本の北ばかりの星見ゑ申候、大タルス小タルスとて星二つ有之候。

一、天川より三百里南へ走りヒヤウの鼻と申所を見申候、是は南京の境目の鼻なり又三百里西の方へ走り候へばカウチのトロシガ嶽と申へ走り此所より大山見ゑ申候、是

は逸磨の誕生の所なりこれより南の方へ走り候へばチャムバの國ロウと申島あり、又南へ四百里走りカボチャ、ホルウ、トウローと申島有之是れより南へ二百里走りシヤムのイモシマと申島あり、これより八百里、戌亥の方へ去り候へばマカメ國流沙川の口なり長崎より三千八百里。

一、シヤム國流沙川の川口より三里川迄にハンアヒヤと申城有之此所にて日本の御朱印改候てマカメ國の王へ早船にて申上げ候。

一、ハンアヒヤより二十七里川上によりヒソウと申城あり、此れ空海と文珠と智恵争ひありし所なり是より二十五里川上に都あり大海と申す所なり流沙川の川上へ七十五里有之候。

一、アヒヤと申寺あり昔須達長者の屋敷跡なりシヤム一國の長者なる由アヒヤよりつゝ七里行て長さ二十里宛なる堂三つあり（七里は日本の四十二丁なり二十里は百二十丁なり）本尊釋迦堂南向あり又一體は坐像なり此堂は北向なりまた一體は涅槃像の佛なり如來の小指のたけ三間半あり、是にて佛の像の大きさ御つもりな

るへく候、堂の柱一本の長さ五人にて手を組合せ廻り候へども三分が一にて候。

軒下に幅八間つゝの町三筋あり、釋迦堂町といふなり、貴賤立願に箔を附け上申候まゝ全體佛の様に成申候、高さ二十里にてマカメ國の海上より見ゆ申候、此外に山と申は見え不申候。

一、都より四十二里川上に鸞鷲山高さ一里幅八町長さ十六町餘の由大なる岩あり此岩の上にて釋迦御說法ありし所と申候、都より四十二里の間に三月より四月迄市たち申候、此處より四十三里まで坐禪石とてあり高さ三十二町有之候由、此石流沙川の中をひかゝり申候又二里川下は垣河川の川口なり、此所より中天竺カボチャと申候垣河川の長さ千二百里又流沙より七十五里川上に大海と申都あり、是まで唐船参り候へども此の上へは罷成不申候由、流沙川の上下往來八年ぶり程にて上下いたし候由此川上はマンダクセンにて候よし申候。

一、チャロクモン、ヒツヒルと申都より八百里餘シヤガタと申所より皮類色々出申候鱧も出申候、マカメ國の内にて候由、此より東申の方に南蠻國あり、戌亥の方に阿

蘭陀、イギリス、メイスイ、クハンニヨロ、鞆鞆國へ續き申候。

一、惣して出家は女人の通りたる道をば通り申さず候、男の通り申候を待て通り申候、よけ道に出むかチャカチャカと申て十念を仕候て通り申候、チャカとは釋迦と申す事にて候。

一、疊は藤むしろを仕候、又人柄は日本人よりせい高く生付けたかく、男は耳より下を刺、女は髪を置、キヤラの木より取たる油を用ひ、身にもキヤラの油をぬり、髪はからわけにて結び申候、單物襦袢の様なるものを着用いたし前にをりたるを取て後にさげ帶の様にして上に十徳の様なるものを着用申候男はヒットクと申て庖丁の様なる物をさし、天冠と申て上下ともに冠をかぶり申候、上官は印子のやうらくを下げ、下々は眞鍮の瓔珞を下げ申候。

一、マカダ國にヤッホといふ菓子あり、梨子のごとくなるものなり、ヤッホを二つに割り内に水三四合計有之、此水もろくの毒を解し申候、ヤッホの皮半分米四合程入て銀一匁に六十杯宛賣り申候。

一、キヤラ山は天竺のチャロク山のキヤラ山と申て此所より大分に出申候、獸類虎獅子など多く御座候、象は國王の象部屋とて拵置申候象の面に鏡を打立牽廻し申候、水など飼申候、痕は星の出るを見て愈申候。

一、水牛は有之候へども牛は無之候、日本の馬の如く百姓遣ひ可申候。

一、マカダ國の山もキヤラ山に御座候、八月より切り明年の三月の比上の皮をまくり、あしき所はマナバマンマンと申候て眞のよき木をキヤラと申候。

一、珊瑚珠は流沙川の口、恤河の口に御座候。

一、マカダ國に松は無之候紫檀黒檀柘檀の木御座候、竹は大分御座候大さ三四尺程も御座候よし葉細くウツホのすいの様に御座候節の間二三尺許御座候小家の柱引物にも用申候。

一、米は春植付三六十月と三度に取申候、穂を残し度々にかしらを摘み申候葉は七尋五尋御座候俵はをへぎ繩にもいたし候。

一、孔雀は家々に庭鳥のやうに飼申候。

一、天竺に山田仁左衛門と申人有之是はシヤム一國の王なり、日本よりの御朱印を此仁左衛門改申候よし、伊勢の山田の御師の手代江戸へ下り不埒なる首尾に付き欠落いたし、シヤムの出船に乗り彼國へ渡りしが折節戰國の節にて加勢いたし此者才覺ゆへ手柄致し國王の聲になりナヤガラホンナブウと申候（ナヤガラホンと申は侍大將なりナブウと申は位にて左大臣の稱なり）云々。

第二節 僧月西

僧月西は上州の人大田道灌の裔孫なり、幼時弓矢の道に育ちたるも資性これを好まず、九歳にして家を出で上州新田庄大田邑の大光院に入り剃髮得度す、後武藏國岩築寺及江戸増上寺に掛錫して深く佛道を究め増上寺の祐天大僧正及び洛陽淨華院の天和僧正に師事して悟徹するどころあり、後年又知恩院門主法親王に謁して知遇を受け遂に奥州南部に利善院を建立して宗門道場を開く、居ること少時にして一連の珠數一襲の法衣雲水行脚の身となりて佐渡國に渡り金北山の洞窟に籠りて垢離念經三昧に世相を觀ず、少時にして附近の常

行庵室に遷りて世に遠ざかり猿狼を友として只管念力修行を事とす、行往座臥十有七年、時偶々高砂柴屋何某の商船佐渡に來航せしを以て月西之に便乘し來り南本町の片はとり庵室を結びて常行念佛に耽り十輪寺の僧律空に祖承の十道を授く、時これ寶永二年二月なり、月西資性謙讓にして敢て誇らず、粗衣粗食を以て鏡に身命を保ちつゝ朝に香華を供へ夕に燈明をかゝげ寂莫たる窓の裡に常衣不臥、念佛修行に一心不亂なりしがは里俗皆これを木食上人と稱したり、居ること久しくして遂に享保元年二月二十八日年齒七十有歳を以て月西草庵に寂滅す、後世之を傳へて決定往生の聖といふ。

第三節 初代 工業松右衛門

工業松右衛門は播磨國加古郡高砂町の産にして家世々船持直乘を以て業とす、稟性工作事業を嗜み好て思を事物の發明に凝す、抑本邦一般用ゆる所の風帆船の帆布は古來尋常の綿布二枚若くは三枚を重ね綿絲を以て縫綴し又其三幅を聯綴したるものを一幅とし此幾幅を併用するの帆を幾段帆と稱す、而して其製造纖脆弱にして殊に夥多の人力と時間とを費

すに非れは得る能はず、松右衛門其改良に苦慮焦思する多年遂に天明五年四月當高砂に於て創めて方今普く用ふる所の帆布を組織するの術を發明して之を製し手船八幡丸に試用す其効甚た簡便なり爾來人皆其便を慕ひ其業を大にせんことを乞ふ、是に於て攝津兵庫佐比惠町に寄寓して大に其業を開く故に今に到るまで世人此帆を稱して松右衛門帆と云ふ。其後寛政二年二月、大阪町奉行召して命を傳へ江戸に到らしむ、幕府命して蝦夷地に到り廻船繫場を檢定し築港すへきを以てす、因て直に命に應し掛官二十名と共に手船八幡丸に搭し日章大旗五流小旗二十四流其他築港に要する種々の器械を搭載し同年五月解纜し日ならず蝦夷に到り惠登呂府の地を下して築港場とし直に著手す、而して未だ其工を收めざるに既に十月に到り寒威凜冽工夫之に堪ふる能はず中途にして歸帆す、同年十二月幕府之を賞して勞を慰む。

申渡

兵庫佐比惠町 松右衛門

一金參拾兩

右其方儀惠登呂府波戸築立爲御用彼地迄も
罷越骨折相動候に付書面之通爲取之

戊十二月

翌三年三月再び蝦夷に航し同年十月歸帆其竣工を復命す爾後尙命を奉して數回往復し工事を修す、故を以て享和二年二月幕府其功を賞し姓を工樂と賜ふ。

寛政十二年北國に到り千石積以上の船楫に用ふへき長さ十五間以上（徑元五尺計末一尺四五寸）の丸木五本を以て三本を並列し又其上に二本を列ね竹製の輪を以て之を緊束し而して楫及舵を施し其名を五本丸と號し其徽幟を樹て出羽國秋田港を發し大阪に航海す五本丸の名一時世上に喧傳す。

幕府江戸城を御本丸と稱す御本丸と五本丸國音同きを以て事幕府に聞へて恠まれ大阪川口番所より召喚糺問を受け直に其辨明を爲し事即ち解けて歸るを得たりと云ふ。

播磨國印南郡石寶殿山の石質は火力に耐へ得るを以て文化元年の頃其石材を手船に搭載して函館築島に航し船据場を造築す。

同三年の頃豊前國彦山の麓大木巨材極て多し、然れども海濱を距る八九里あり伊田川及今川の如き川流なきに非れども水中岩礁甚た多くして小船をも通する能はず、輸出甚た不便なるを以て小倉藩士杉尾貞藏なる者に碎石撤去の術を授け平流通船の便を得せしめたりと云ふ。

同七年當高砂に築港す、元來高砂の海濱たる滿潮の時と雖ども潮水猶十數町の外に在るを以て船舶繫泊の便なく人皆憂とせり、因て邑人の囑託を受け衆に代て工を起し翌年落成す功を以て領主酒井雅樂頭殿より永代五人扶持并に金拾兩を下賜せらる、傳て子孫に到り廢藩の際罷止せらる。

同八年備後國福山侯阿部伊勢守より同國鞆津開港并に入川口普請を松右衛門に委囑す、當時松右衛門疾病に罹れるを以て之を辭す然れども病を忍ひ強て出張指揮すへきの命あり己むを得ず命に應し其地に到りて著手し翌九年竣工す、福山侯其功を賞す。

沙汰書

工樂松右衛門

鞆津波戸普請一件并に城下入川口普請相續候處乍病中格別之丹精にて大旨致出來満足被致候依之三人扶持被相續候

其他諸候藩士等より多くの賞状を受く、全九年八月病みて高砂の自邸に卒す、享年七十。

明治十六年十月關西十二府縣聯合織物外四品共進會に於て松右衛門帆發明に關し追賞を受く。

追賞授與証

兵庫縣下播磨國加古郡高砂東宮町

故工樂松右衛門

一金拾五圓

天明五年四月創テ堅質ノ帆布ヲ織リ以テ従前ノ製ニ代フ爾來環海ノ地大抵其利ヲ享ケ松右衛門帆ノ名長ク傳フ其世ニ益スルヲ頗ル大ナリ因テ特ニ之ヲ追賞ス

明治十六年十一月八日

農商務卿正四位勳一等 西 郷 從 道

又明治十八年 天皇陛下山口、廣島、岡山三縣御巡幸に際し長多くも創初試織の帆布二巻を天覽あらせらる。

三四

第四節 二代 工樂松右衛門

二代松右衛門も亦父松右衛門の後を受けて大志あり、文化十年三月幕府老中松平越中守の命を受け江戸に出府す、當時幕府軍艦新造の企あり其繪圖面調製すへきの命を受け即ち之を製し上進して歸國す、文政二年領主酒井候より高砂沿海の沙汀を開墾し耕田と爲すへきを命せられ即ち數十町の新田を開き自己の家號を取り宮本新田と字す、故を以て今に之を宮本新田或は工樂新田と稱す。

文政七年豊前國小倉城主小笠原候幕府の命に由り對州發行の擧あり、因て其航海用船を兵庫津に於て製造すへきの委囑あり、然れども病痾の爲め身體自在ならざるを以て兵庫に到るを欲せず當高砂に於て製作せんことを諾し、乃ち匠人冶工等を兵庫より徵募して之を指揮し遂に千石積以上の船艦を落成し其船號を相生丸と名づく、其構造の詳なるは今得て知るへからずと雖も其船の中央に候の居室を設け其室を二層とし鐵鎖を以て其内層の處々を繋垂し船體動揺すと雖も其室傾歪せざるの装置ありしと云ふ、相生丸の造船の功により用違並を仰付らる。

就對州

御用相生丸造立之砌工樂松右衛門成功之旨
大膳太夫殿違聽以來用違並被申付仍て麻上
下一具目錄之通被差遣候

正月

嘉永三年四月病歿す享年六十七、長子嗣く亦松右衛門と稱す然れども後左右衛門の稱號を用ふるを禁するの令あり故に松重郎と改稱す。

三五

第五節 三代 工樂松重郎

松重郎又父祖の志を襲ぎ文久三年二月有志と謀り官に請ひ官民費を以て工を起し當高砂港
灣港保を造築す、乃ち今日に存在するもの是なり、此舉たる松重郎自ら土木の工事を擔任
し寒暑晝夜を論せず匪勉三年を経て竣工せり依て領主酒井候より左の書を授けらる。

工樂松右衛門

高砂港港保普請棟梁格段骨折致日勤候に付
爲御褒美提燈御紋御合印御免被成御米五俵
被下置候

其他或は橋梁を架設し、或は河川を浚渫する等常に神思を工事に用ふ、三世相傳へて工作
事業に執掌拮据し其功績顯著なるの廉を以て明治十三年七月
聖上神戸御巡幸の舉あり事 敷聞に達し特旨を以て辱くも追賞せらる。

宣 令 書

兵庫縣下高砂東宮町平民

工樂松重郎

其方亡祖父工樂松右衛門帆布ヲ創製シ諸港
修築ニ從事シ力ヲ公益ニ盡シ候段奇特ノ儀
付特旨ヲ以テ爲追賞金貳拾五圓下賜候事

明治十三年七月二十一日

三條太政大臣

明治十四年十月病歿す、享年六十八歳。

第六節 菅野白華

菅野白華は眞齊の三男諱は潔字は聖與通稱猪介白華は其號なり、又有所不爲軒とも號し又
別に乾齊天山堂主人ともいふ、文政三年二月六日播磨國高砂に生る、父眞齊仁壽山費に學
を講するや白華猶幼なり兄有味と共に父に従ひて山費に來り其傍側に家す、幼と雖も既に
能く昭明文選の雜字を記す、父眞齊疑字に逢ふ毎に必ず白華を呼びて之を質す、白華一字

を誤らず費中因て稱して字引と曰ふといふ、弱冠の比師を京攝に求め學成りて後姫路候に仕ふ、候の采邑攝津の伊丹に書院あり、白華命を受けて其學長となり傍ら醫を學ぶ、時に人あり白華を侯に讒して曰く彼口尙乳臭而して厚顔師と稱す必ず辱を地方に遺さん今にして禁せずんば世或は將に姫路に人なしと謂はむと、候乃ち白華を召還し更に命して東行し江戸の昌平費に入りて學を古賀佃菴に受けしむ、學術大に進む、時に天保十一年なり。

抑昌平費は當時四方俊秀の輻輳する所にして仙臺の士齋藤馨費中の最たり而して白華之名を均しくす、該博彼に過ぎ詞章及ばざるのみ、常に齋藤等と議論を上下し詩文を角逐し名聲隆起す、時に仁壽山費既に廢せられて之を姫路城市に移す、父眞齊亦姫路に家し未だ幾くならずして病に罹り將に起たざらんとす、白華在費五年其報を聞き程を兼ね馳せ歸る時に父歿して其葬を距ること己に六日なり、白華慟哭絶えて又蘇す、服既に除き優將に東行せんとす、時に藩方に學舎を城中に收む、白華大に人材の養成に力めしかば候其學力を惜み白華を留めて遣らず、餼粟金を賜ひ登庸せんとすれど同僚と協はずして沮まる、止まり居ること一歲遂に暇を乞ひて京坂に遊ぶ、藩又之を召還す、白華又乞ひて再び昌平費に

入る、嘉永三年白華猶昌平費に在り初め羽田省一郎、本多藏次郎、田島壽太郎等と共に同費に入りしが白華時に費の舎長助勤の故を以て常に白華の指導を受く、既にして陞し舎長となる居ること數閱月藩命を以て別に口俸を賜ひ江戸藩邸の教官となり家を擧げて居る府下に卜す。

安政二年江戸の地大に震ふ、白華僅かに身を以て免る其明年藩許を得て東奥羽を歴北蝦夷の地に入り悉に海防を講究し年を踰ゑて還る、當時外國使を遣はし來て互市を求む海内黨を分ち一を鎮港一を講和といふ幕議頗る紛繁たり、白華憂國の念禁する能はず自ら奮て此行を敢てし歸來或は文に或は口に以て天下に問ひ國論を喚起せり、著書北游乘は即其切々の文なり而して還々大將軍温恭公薨去す嗣無し安島帶刀等密に天朝に奏して烈公の子一橋公を奉して嗣と爲さんと欲す、既にして昭徳公紀藩より入りて立つ、時に外虞内難雖然紛糾を極め權臣專横にして正議の士連累斬に處せらるゝもの帶刀等數十人に及ぶ、白華固より帶刀と親交あり幕吏一日水戸の士勝野某を執へんとす某事既に漏れたるを知りて前夜既に脱走す吏其家を搜て箱中に白華の往復の書を見る、蓋し白華病中に書を以て時事國論を

談せしによる、茲に於て白華共に連座して捕はれ獄に繋かる、時に安政五年十月なり所謂
 戊午の大獄是なり、次て翌六年二月二十六日姫路に禁錮せられ、幽せらるゝこと五年文久
 三年正月四日朝命藩を促して白華を赦し始めて家に歸るを得たり、室虛荒廢し書籍蕩散し
 一貧洗ふが如く僅かに妻龜井氏の力を得て辛ふして烟を擧ぐと雖も白華之に處して泰然意
 とせざるもゝの如し。

出獄後藩又擢し好古堂の副督學に補し後隣候に使して海防の策を説き砲塚の築造を勸め國
 事に奔走し席温まるに暇あらざりき、然りと雖も其議行はれず白華微官を奉ずること茲に
 三十年藩侯其久しきの故を以て俸を増し前後併せて十二口俸とす、明治元年二月兵庫縣白
 華を辟して司教となすに及び姫路を辭して兵庫に赴き縣學の教授となり伊藤博文と往來す
 兵庫に在ること未久しからずして屢辭表を出すも許されず、翌二年十二月始めて請を許
 さるゝを得て舟に駕して高砂に歸る、尋て朝廷白華を外務省に徵さる白華命を聞きて狂喜
 皇天此布袋の一微官を棄てたまはさるに感泣す、然りと雖も病篤きの故を以て再三辭すれ
 とも聽かれず、藩又白華を召し賜ふに謙米二十五苞を以てす、これ明治三年二月なり同月

二十八日愈外務省の徵に應せんが爲め病床を蹴て奮起高砂を發し兵庫に至る、病甚し同地
 喜多仁平宅にて療養し三月八日終に歿す、歳五十一、播磨國高砂十輪寺に歸葬す、龜井氏
 を娶りて一女を生み夭死して終に子なし妻弟公盛を以て嗣となす、著す所出世問答、蘭海
 紺珠、明律彙纂、題解史譚、雪窓夜話、北游乘、白華十稿等あり。

第七節 菅野松塙

天保十四年九月九日仁壽山支費の教授菅野松塙病みて歿す。

菅野眞齋本姓は圓井氏諱は弘祖字は子綏松塙は其號にして通稱武助と云ふ、安永二年十
 一月八日播磨國加西郡小谷邑に生れ後加古郡高砂町に徙る、幼にして學を好み長して安
 藝に赴き頼春水と交り京都にて醫業を修む、公卿列藩之を聘すれども辭して應せず、姫
 路藩支費高砂申義堂の建設せらるゝに及びてこれが教授となり總裁河合寸翁の知遇を受
 け援擢せられて姫路藩支費仁壽山費の教授となり士籍に列せらる、天保十三年進みて謙
 百石を給せらる、翌十四年八月疾を得、是より先城内に邸宅を賜はり造營未だ成らずし

て九月九日城内の屏舎に歿す、享年七十有二。

第八節 高砂の三碩

一. 三浦松石

諱は正履字は子禮松石と號し通稱を儀一郎と云ふ、高砂北本町三浦家の人、稟資温靜にして強記、常に讀書を好み、時の碩儒菅野松塙、頼山陽に師事して研鑽を積み大に得る處あり、醫業を営めるの傍申義堂教授として訓育に努め郷黨に敬重せらる、安政五年六月病歿す、享年六十二。

二. 小林梧陽

諱は之蕃字は子宜梧陽は其號にして通稱を網屋利右衛門と稱す、彼亦幼にして伶俐克く讀書を好み多く世人に接せず、夙に隱士の風あり、文久三年藩命により擢でられて申義堂教授となり子弟の教養に努め私賈を投じて郷黨のために盡し一代の師表として仰がる、慶應元年十月二十日病歿す、享年五十六。

三.

美濃部秀芳

秀芳霽海と號す、資性恬澹寡慾にして敢て營利を求めず、醫業の傍常に町内の子弟を聚めて經書を講じ又郷邑の事に參與して吏務を助く、公私共に大に郷黨の信頼を博す、晩年家を整へて後絶へず知己の間に來往し暢飲賦詩園藝を嗜み、優游自適以て天壽を終る、干時明治三十七年十月一日、享年六十四。

第五章 雜 業

第一節 高砂染

慶長の頃高砂鍛冶屋町に尾崎庄兵衛なるものあり父祖の業を繼ぎて鍛冶を營みたり、稟資思慮深く常に意匠考案に耽つて樂む、時偶々領主池田照政民間の生業を奨励するに當り召して御用人となし形染をなさしむ、庄兵衛乃ち日夜思を凝らすこと久しうして遂に一種の形染法を創案し之を照政に薦む、その形染たるや紋様の鮮麗にして而かも褪色せず正に斯業の一進歩を認むるに足れり、於是照政庄兵衛を姫路に出府せしめ之を營ましめ名づけて

「おぼろ染」となす、當時此「おぼろ染」は照政の紹介により多く諸藩士吏僚の間に用ひられ庄兵衛之が用達を勉めたりき、後年高砂の自邸に於て其業を営み「高砂染」と改稱し爾來後業相傳へて之を家業とし此地の一名産と稱せらるゝに至れり。

第二節 高砂水主

文祿元年豊臣秀吉海陸十五万の大兵を派して朝鮮を征伐せんとするや、途次高砂神社に戦勝の祈願をなし水術に長せるものを徵募す、來り應ずるもの百幾人、秀吉乃ち高砂水主百人を其軍に加ふ、水主任に當りて大に勉む、三年凱陣の途海波荒れて破船夥し、此時高砂水主九十六人溺死す、於茲秀吉其功を追賞して高砂を永世免租地となさしめ後年刺史に命じて十輪寺に追悼供養を營み、寶篋院塔及び石塔婆九十基を建立して其靈を慰む、遺趾今猶存す。

高砂誌 (畢)

● 附 録

町 勢 一 斑

町 會 議 員

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 稻井重太郎 | 土居兵太郎 | 松本龜太郎 |
| 加茂寅太郎 | 松本虎藏 | 伊藤長平 |
| 中須精治 | 戸田駒太郎 | 花井虎吉 |
| 大西兼次 | 大崎卯平 | 角田喜代藏 |
| 矢部直彦 | 藤尾榮太郎 | 宮原文夫 |

郡 會 議 員

- | | |
|-------|------|
| 岸本勝治郎 | 伊藤長平 |
|-------|------|

町 吏 員

- | | |
|--------------|---------------|
| 町長 (名譽) 伊藤英一 | 助役 (名譽) 松下勘一郎 |
|--------------|---------------|

助役(有給) 岸田 悦次 收入役 河合辰三郎

書記 松本 虎吉 書記 神吉 令緒

書記 友田 市作 書記 菊川 榮吉

書記 西谷 孫次 附屬員 橋爪 良作

學校職員

校長兼訓導 1 廣田 虎之助 訓導 2 高見 留藏

3 神木 庫太郎 5 喜多 猶次

4 松本 新吉 4 茂木 廉平

4 廣瀬 健吉 6 責谷 文作

6 岩田 惣一 6 住元 駒治

3 菅野 茂市 4 澤田 貞太郎

3 大西 藤次郎 6 西村 光次

3 黒田 由太郎 4 田井 嘉太郎

商工會役員

會長 松本 龜太郎 副會長 岸本 勝治郎

幹事 花井 虎吉 幹事 戸田 駒太郎

全 角田 喜代藏 全 大崎 卯平

全 伊藤 長平 全 土居 兵太郎

全 加茂 寅太郎 全 伊東 吉次郎

全 大西 兼次 全 宮原 文夫

(頭書ノ數字ハ給料ニ依リ區別シタルモ
ノニシテ男女各別ナリ)

幼稚園 1 越智 のふ 幼稚園 2 藤田 ちまゑ
裁縫學校 1 河合 福ゑ 裁縫學校 4 戸部 シナ
3 水野 しげ 1 原 ちよ
2 萩野 マチ 5 佐藤 信
4 藤原 けい

幹事 中須精治 幹事 谷川得次郎
 全 藤尾種三郎

町農會役員

會長 伊藤英一 副會長 伊東吉次郎
 評議員 秋元卯之松 評議員 松本寅藏
 全 稻澤秀松 全 志野木寅八
 全 塩山樸太郎 全 松下榮太郎
 全 松野榮太郎 幹事 松本虎吉

漁業組合役員

組長 長谷川富吉 理事 室田兼松
 理事 南光藏 全 瀧本租藏
 全 鳴瀬福松 監事 今井慶七郎
 監事 飯田庄七

青年團體役員

高砂支部監理 伊藤英一 高砂支部長 廣田虎之助
 幹事 高見留藏 幹事 松本虎吉
 清水町小團體長 池田種吉 鍛冶屋町小團體長 藤尾政之助
 北本町北部團長 三浦退次郎 横町小團體長 豊川春雄
 農人町小團體長 松下榮七郎 戎町小團體長 稻井重太郎
 鍵町小團體長 松本虎吉 藍屋町小團體長 小林友次郎
 獵師町小團體長 新井民太郎

財政

歲入總額 四万貳千八百七拾壹圓

內 譯

財產・生シテ收入 壹千六百拾圓
 使用料手数料 九拾圓

雜收入	貳千貳百九拾貳圓	繰越金	壹千八百七拾五圓
交付金	九百貳拾四圓	縣稅補助	七千六百七拾四圓
寄付金	壹千七百五拾圓	町稅	貳萬參千六百五拾六圓
借入金	參千圓		

歲出總額 四萬貳千八百六拾七圓

役場費	五千五百六拾圓	會議費	百四拾五圓
土木費	四百圓	教育費	九千九百七拾圓
衛生費	五百九圓	警備費	七百拾四圓
諸稅及負擔	千四百八拾壹圓	負債償却	千貳百八拾參圓
基本金積立金	千五百八拾九圓	雜支出	千參百八拾圓
豫備費	參百圓	臨時費	壹萬九千四百八拾四圓
町基本金	壹萬九千四百八拾四圓	學校基本金	參千四百五拾六圓

重要物產

一高砂染	一年額	貳萬圓
一叭紙	一年額	五萬圓
一洋紙	一年額	參百萬圓
一鐘紡糸	一年額	四百萬圓
一千蠶	一年額	參萬圓
一ノ	一年額	五萬圓
一機械油	一年額	五萬圓

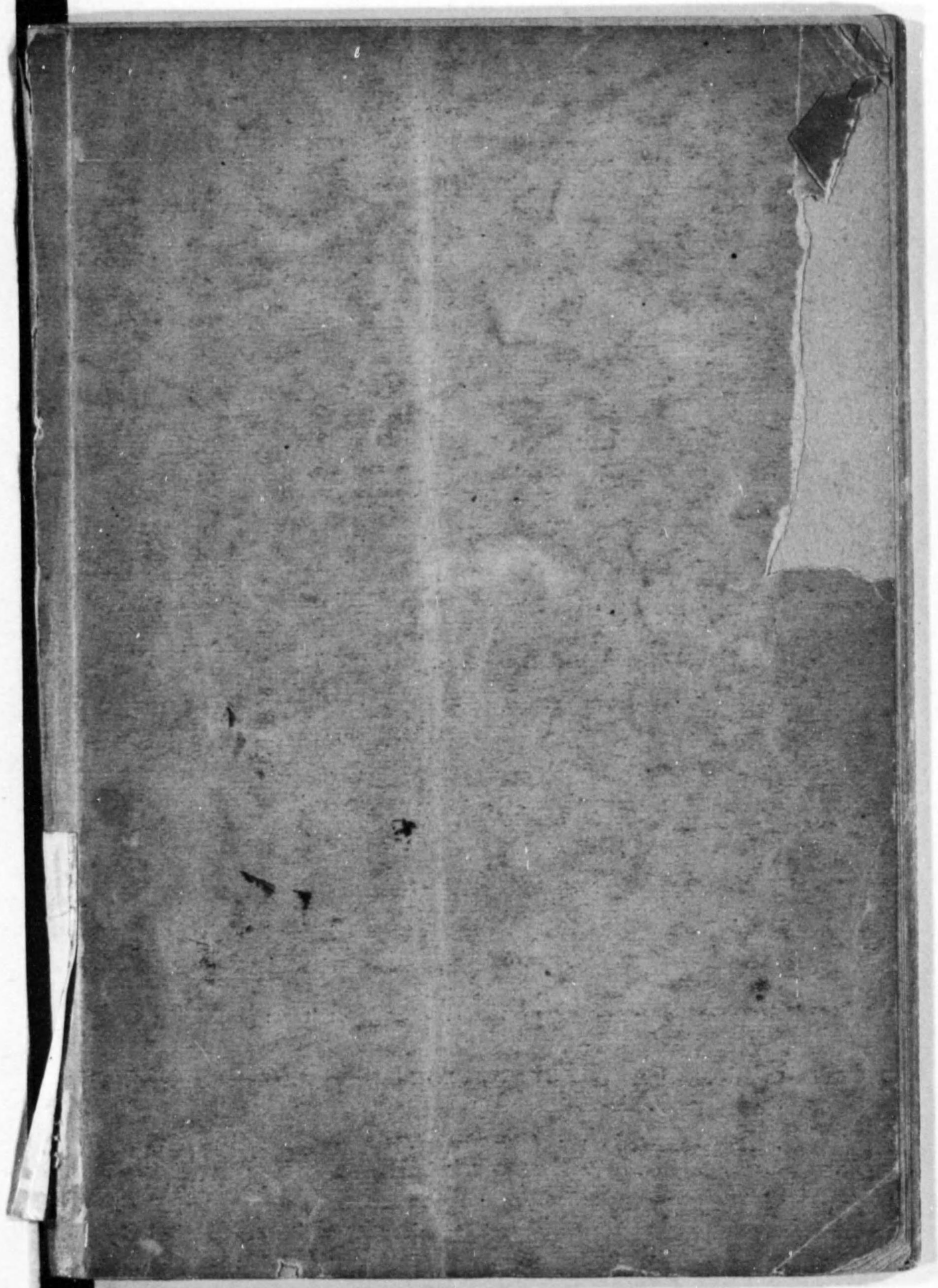


明治四十四年十月七日印刷
全 年全月十二日發行

兵庫縣加古郡高砂町ノ内鍵町
發行兼編輯者 松本虎吉

兵庫縣印南郡曾根村
印刷者 黒田房次

(曾根 黒田盛文堂印刷)



025521-000-7

291.64-Ta378t

高砂誌

松本 虎吉 / 編

M44

ADC-3009

